

千葉県こてはし学校給食センター
再整備（改築）事業

入札説明書

平成 26 年 8 月 1 日

千葉県

目 次

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業概要	2
1	事業名称	2
2	公共施設の管理者の名称	2
3	用語の定義	2
4	事業の目的	3
5	事業の基本理念	3
6	事業の概要	4
(1)	施設概要	4
(2)	事業方式	4
(3)	事業期間	4
(4)	事業の範囲	4
(5)	事業者の収入	6
7	事業に必要とされる根拠法令等	6
8	事業のスケジュール	6
9	事業期間終了時の措置	7
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	事業者の募集及び選定の方法	8
2	選定の手順及びスケジュール	8
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
(1)	入札参加者の構成等	8
(2)	入札参加者の資格要件	9
(3)	構成員の制限	11
4	入札手続等	12
(1)	入札説明書等に関する事項	12
(2)	入札参加資格の確認	14
(3)	入札に関する事項	16
(4)	開札	19
(5)	その他	19
5	落札者の決定方法等	19
(1)	審査委員会	19
(2)	ヒアリングの実施	19
(3)	落札者の決定及び公表	19
6	契約に関する基本的な考え方	20
(1)	基本協定の締結	20

(2)	SPC の設立	20
(3)	事業契約の締結	20
(4)	事業契約書の内容変更	21
(5)	事業契約書作成費用	21
(6)	SPC の事業契約上の地位	21
第 4	その他	22
1	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	22
2	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	22
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	22
(2)	その他の支援	22
3	その他事業の実施に関し必要な事項	22
(1)	議会の議決	22
(2)	情報提供	22
(3)	入札説明書等に関する問い合わせ先	22

第1 入札説明書の定義

千葉市こてはし学校給食センター再整備（改築）事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、千葉市が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として特定事業の選定を行った（平成 26 年 8 月 1 日）、千葉市こてはし学校給食センター再整備（改築）事業（以下「本事業」という。）に対して平成 26 年 8 月 1 日付け千葉市公告第 524 号により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

- ・要求水準書
- ・事業契約書（案）
- ・基本協定書（案）
- ・落札者決定基準
- ・様式集

なお、入札説明書等、平成 26 年 6 月 27 日に公表した実施方針等への質問・意見に対する回答、平成 26 年 5 月 30 日に公表した実施方針に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針、実施方針等への質問・意見に対する回答、入札説明書等への質問・意見に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

千葉市こてはし学校給食センター再整備（改築）事業

2 公共施設の管理者の名称

千葉市長 熊谷 俊人

3 用語の定義

本入札説明書において、使用する用語は、以下のとおりの定義とする。

ア 本件施設

千葉市こてはし学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件建物

千葉市こてはし学校給食センターの建物本体をいう。

ウ 本件建物等

本件施設から調理設備を除いたものをいう。

エ 調理設備

調理設備とは、調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

オ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

カ 配膳室

本事業において配送対象となる学校に、現状整備されている給食の一時保管場所をいう。

キ 事務備品

机・椅子、会議室机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

ク 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

ケ 調理員用品

白衣、ズボン、長靴、エプロン等、調理員が身に着けるなどの目的で使用する用品をいう。

コ 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、生徒が使用する備品をいう。

サ 配送校

本事業における給食配送対象となっている中学校をいう。

シ 市職員

本事業における行政側の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う市の職員（栄養士を含む）をいう。

ス 点検

機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。

セ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

ソ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

タ 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

4 事業の目的

学校給食は、教育活動の一環として、心身ともに健康な児童生徒を育成するという目標の実現のために大きな役割を果たしており、千葉市においては小・中・特別支援学校全校で完全給食を実施している。

近年、偏った栄養摂取など児童生徒の食生活の乱れや、肥満・痩身傾向などが見られ、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を児童生徒に身に付けさせるなど学校給食の果たす役割は大きいものがあり、今後も引き続き学校給食事業は必要不可欠なものとして充実させていく必要がある。

千葉市においては、原則として、小・特別支援学校は自校方式（単独調理場）、中学校は給食センター方式（共同調理場）で給食提供を実施しているが、老朽化した給食センターについて、4 給食センター体制から 3 給食センター体制への再編整備を行うことが、平成 12 年に方針決定された。その後、平成 17 年度に大宮学校給食センターを、平成 22 年度に新港学校給食センターを、それぞれ PFI 方式で整備し、大幅な経費の削減とよりよい給食サービスの提供を行っている。

本事業では、老朽化した若葉学校給食センターに替わる施設として、現在休止中である「こてはし学校給食センター」の再整備（改築）を行い、安全安心で魅力ある中学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するため、PFI 法に基づく事業手法の導入を図るものである。

5 事業の基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、PFI 事業者（以下「事業者」という。）が本件施設を整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

ア 安全で衛生的な施設の整備・運営

イ 自然エネルギーの有効活用や廃棄物の減量化・再資源化に配慮した環境にやさしい施設の整備・運営

ウ ライフサイクルコストに配慮した施設の整備・運営

エ 周辺環境に配慮した施設の整備・運営

6 事業の概要

(1) 施設概要

ア 建設予定地

千葉市花見川区三角町 782 番地

イ 地域地区

市街化調整区域

ウ 建ぺい率／容積率

50％／100％

エ 敷地面積

約 6,163.65 m² (実測)

オ 提供食数

8,000 食／日 (2 献立方式)

カ 供給対象区域

花見川区の所在校を中心とした 15 校

キ その他

食物アレルギー対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」における「レベル 2」まで実施する。

(2) 事業方式

事業者が施設を整備し、市に施設の所有権を移転したのち、維持管理業務及び運営業務を実施するBTO方式とする。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 施設整備期間 平成 27 年 4 月から平成 29 年 1 月末 (22 か月間)

イ 開業準備期間 平成 29 年 2 月から平成 29 年 3 月末 (2 か月間)

ウ 運営期間 平成 29 年 4 月から平成 44 年 3 月末 (15 年間)

(4) 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援を含む）
- (ウ) 設計業務
- (エ) 建設業務（現学校給食センターの解体設計・解体・撤去業務を含む）
- (オ) 調理設備調達・搬入設置業務
- (カ) 調理備品調達・搬入設置業務
- (キ) 食器・食缶等調達・搬入設置業務
- (ク) 事務備品調達・搬入設置業務
- (ケ) 外構整備・植栽整備業務
- (コ) 配送車両調達業務
- (サ) 工事監理業務
- (シ) 竣工検査及び引渡し業務
- (ス) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建物維持管理業務（建築物の点検・保守、その他一切の修繕・更新業務を含む）
- (イ) 建築設備維持管理業務（建築設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修繕・更新業務を含む）
- (ウ) 調理設備維持管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修繕・更新業務を含む）
- (エ) 事務備品維持管理業務（市事務室内の事務備品を除く事務備品の点検・保守、その他一切の修繕・更新業務を含む）
- (オ) 植栽・外構維持管理業務（植栽・外構の点検・保守、その他一切の修繕・更新業務を含む）
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務

エ 運營業務

- (ア) 日常の検収支援業務
- (イ) 給食調理業務
- (ウ) 洗浄等業務
- (エ) 配送及び回収業務
- (オ) 廃棄物処理業務
- (カ) 衛生管理業務
- (キ) 運営備品等更新業務
- (ク) 配送車両維持管理業務
- (ケ) 献立作成・食材調達支援（助言）業務
- (コ) 給食エリア等清掃業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- (ア) 献立作成・栄養管理業務
- (イ) 食材調達・検収業務
- (ウ) 食数調整業務
- (エ) 教室内配膳等業務
- (オ) 給食費の徴収管理業務
- (カ) 配送校の調整
- (キ) 直接搬入品（パン、牛乳、デザート等）の調達・各配送校への運搬業務（市が別途発注した搬入事業者が実施）
- (ク) 直接搬入品の容器等（パンケース、牛乳ケース等）回収業務（市が別途発注した搬入事業者が実施）
- (ケ) 市職員用事務室内事務備品の保守管理・更新業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則としては、千葉市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ア 千葉市は、事業者が実施する施設整備及び開業準備への対価のうち、一定の額について、「学校施設環境改善交付金」及び「学校教育施設等整備事業債」等を活用して、事業者へ一括払いを行う予定である。（サービス対価 A1）
- イ 千葉市は、事業者が実施する施設整備及び開業準備への対価のうち、前記アの一括払いを行う額を控除した額について、運営期間にわたって事業契約において定める額を事業者へ割賦により年 2 回支払う。（サービス対価 A2）
- ウ 千葉市は、事業者が実施する維持管理及び運営の対価を、委託料として運営期間にわたって事業契約において定める額を事業者に年 2 回支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回改定する。また、委託料は固定料金と、変動料金で構成されるものとする。固定料金には、施設維持管理、清掃、警備等にかかる費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、廃棄物処理費等にかかる費用が含まれることを想定しているが、具体的な設定については事業者の提案に委ねる。（サービス対価 B）

7 事業に必要とされる根拠法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

8 事業のスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次に示すとおりである。

実施内容	スケジュール
事業予定者選定	平成 26 年 12 月
仮契約	平成 27 年 1 月
事業契約締結	平成 27 年 3 月

施設の設計・建設	平成 27 年 4 月～平成 29 年 1 月末 (22 か月間)
開業準備	平成 29 年 2 月～平成 29 年 3 月末 (2 か月間)
施設の維持管理・運営	平成 29 年 4 月～平成 44 年 3 月末 (15 年間)

9 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本件施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札により行う。なお、本事業はWTO 政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される予定である。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュール（予定）は、次に示すとおりである。

平成 26 年 8 月 1 日（金）	特定事業の選定・公表
平成 26 年 8 月 1 日（金）	入札公告及び入札説明書等の公表
平成 26 年 8 月 6 日（水）	事業予定地及び新港学校給食センター見学会
平成 26 年 8 月 8 日（金）	入札説明書等に関する説明会
平成 26 年 8 月 4 日（月） ～8 月 8 日（金）	入札説明書等に関する第 1 回質問受付
平成 26 年 8 月 29 日（金）	入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答
平成 26 年 9 月 5 日（金）	参加表明書、参加資格審査申請書類受付締切
平成 26 年 9 月 12 日（金）	参加資格審査結果の通知
平成 26 年 9 月 16 日（火）	入札説明書等に関する第 2 回質問受付、個別対話受付
平成 26 年 9 月 19 日（金）	個別対話
平成 26 年 9 月 26 日（金）	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答
平成 26 年 10 月 17 日（金）	入札及び提案書の受付
平成 26 年 12 月上旬	落札者決定及び公表、基本協定締結
平成 27 年 1 月中旬	仮契約締結
平成 27 年 3 月下旬	事業契約締結

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本件施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本件施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本件施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、維持管理を実施する企業（以下「維持管理企業」という。）及び運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとする。

- (ア) 設計企業：設計業務
- (イ) 建設企業：現給食センターの解体・撤去業務、建設業務
- (ウ) 工事監理企業：工事監理業務
- (エ) 維持管理企業：建物維持管理業務、建築設備維持管理業務
- (オ) 運営企業：給食調理業務、洗浄等業務、衛生管理業務

また、上記の業務以外に、調理設備調達・搬入設置業務、配送及び回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメント等を行う企業（以下、「その他企業」という。）を、必要に応じて構成員に含めることもできる。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）。

ウ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。

- (ア) 代表企業：特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業
- (イ) 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
- (ウ) 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

エ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。ただし、千葉市と落札した入札参加者との間で、事業契約が締結された後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

オ 落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに千葉市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、千葉市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

カ 入札参加者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に、千葉市に通知することとする。

(2) 入札参加者の資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件のいずれにも該当しなければならない。

- ア すべての構成員が、平成 26・27 年度の千葉市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (イ) 平成 26・27 年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (ウ) 千葉市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設（平成 16 年 4 月以降に竣工したものに限る）の実施設計を完了した実績を有していること。
 - (エ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。（「相当の知識を有している者」とは、HACCP 対応施設（HACCP の認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設計の完了又は運営した実績、ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間過程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又はドライシステムの民間調理施設の実施設計の完了又は運営した実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。）
 - (オ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設（健康増進法に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の実施設計を完了した実績を有していること。
- ウ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社は全ての要件を満たしていること。
- (ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - (イ) 平成 26・27 年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿において、業種が建築一式工事、格付が A として登録されていること。
 - (ウ) 千葉市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設の建築工事（平成 16 年 4 月以降に竣工したものに限る）について、施工した実績を有していること。なお、JV で施工した場合は、JV への出資比率が、構成員数 3 社以上の場合に 20%以上、2 社以上の場合に 30%以上であること。
 - (エ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の施工実績を有していること。なお、JV で施工した場合は、JV への出資比率が、構成員数 3 社以上の場合に 20%以上、2 社以上の場合に 30%以上であること。
- エ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社はすべての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

- (イ) 平成 26・27 年度千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 千葉市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設(平成 16 年 4 月以降に竣工したものに限る)の工事監理実績を有していること。
- (エ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- (オ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設の工事監理実績を有していること。

オ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して運営業務を実施する場合、すべての企業が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社はすべての要件を満たしていること。

- (ア) 平成 26・27 年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (イ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- (ウ) 入札参加を表明した日までに、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設において、調理業務を行った実績を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を、参加資格審査申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者又は民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は入札及び提案書の提出日前 6 カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- オ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※ 本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
- ・東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内 1-4-2

- カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- ク 千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- ケ 都市計画法に違反している者
- コ 本事業の審査を行う「千葉市 PFI 事業等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員又は委員が属する組織、企業若しくはその組織、企業と資本面若しくは人事面で関係のある者

※ 審査委員会委員は、次のとおりである。なお、実施方針公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

委員長	根本 祐二	東洋大学 経済学部教授/PPP 研究センター長
委員	杉崎 幸子	公益財団法人千葉県栄養士会理事
委員	柳澤 要	千葉大学大学院 工学研究科教授

4 入札手続等

(1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札公告

入札公告は平成 26 年 8 月 1 日（金）とし、市のホームページ等において公表する。

入札説明書等についても市のホームページにおいて公表する。

イ 建設予定地及び新港学校給食センター見学会

建設予定地及び新港学校給食センター見学会を以下のとおり行う。見学会の両方、又は片方の参加でも構わない。

(ア) 建設予定地見学会

a 日時

平成 26 年 8 月 6 日（水）10 時から

b 場所

建設予定地（千葉市花見川区三角町 782 番地）の入口に集合すること。なお、自動車での来所は可とするが、駐車スペースには限りがある。

c 申込方法

事前の申し込みは不要とする。

d その他

見学会では、現こてはし学校給食センター内部についても見学の対象とする。

(イ) 新港学校給食センター見学会

a 日時

平成 26 年 8 月 6 日（水）15 時から

b 場所

新港学校給食センター（千葉市美浜区新港 62 番地）の入口に集合すること。なお、自動車での来所は可とするが、駐車スペースには限りがある。

c 申込方法

事前の申し込みは不要とする。ただし、参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。

d その他

見学会では、新港学校給食センター内部についても見学の対象とするが、見学通路からの見学のみとする。

ウ 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を以下のとおり行う。

(ア) 日時

平成26年8月8日（金）10時から

(イ) 場所

〒260-8730 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー12階
千葉市教育委員会 第2会議室

(ウ) 申込方法

事前の申し込みは不要とする。ただし、参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。

エ 第1回入札説明書等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

(ア) 提出期間

平成26年8月4日（月）9時から8月8日（金）17時まで

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式1）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

(ウ) 提出先

千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課

電子メール：kotehashisaiseibi@city.chiba.lg.jp

質問に関する回答は、平成26年8月29日（金）までに市のホームページで公表する。

オ 第2回入札説明書等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

(ア) 提出期間

平成26年9月16日（火）9時から17時まで

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式1）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

(ウ) 提出先

千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課

電子メール：kotehashisaiseibi@city.chiba.lg.jp

質問に関する回答は、平成26年9月26日（金）までに市のホームページで公表する。

カ 個別対話

要求水準の解釈を明確化すること等を目的として実施する。対話の参加方法等については以下のとおりである。

(ア) 日時

平成 26 年 9 月 19 日（金）

（時間は、申込期間後、速やかに担当者に通知する。）

(イ) 場所

〒260-8730 千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー12 階

千葉市教育委員会 第 1 会議室

（場所の詳細は、申込期間後、速やかに担当者に通知する。）

(ウ) 参加資格

「第 3/4/ (2) /ウ 参加資格確認結果の通知」を受領している入札参加者であること。

(エ) 参加申し込み方法

個別対話への参加を希望する者は、「添付資料 個別対話の実施要領」に付属している「参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(オ) 申込期間

平成 26 年 9 月 16 日（火）9 時から 17 時まで

(カ) 提出先

千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課

電子メール：kotehashisaiseibi@city.chiba.lg.jp

(キ) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとって提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

なお、特定の参加者との個別対話のなかで出た話題で、全ての参加者に周知すべき事項が生じた場合には、必要に応じてホームページにてその内容を公表する。

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加表明書等を提出し入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに入札参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 入札参加表明書等の提出日時・場所及び方法

(ア) 提出期間

公告の日の翌日から平成 26 年 9 月 5 日（金）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで）

(イ) 提出場所

〒260-8730 千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー11 階

千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課

(ウ) 提出方法

入札参加表明書等は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

イ 入札参加表明書等の作成

入札参加表明書等は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、入札参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成 26 年 9 月 12 日（金）までに通知する。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 提出日時

平成 26 年 9 月 16 日（火）9 時から 17 時まで

(イ) 提出場所

〒260-8730 千葉市中央区間屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー11 階
千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課

(ウ) 提出方法

説明要求として様式集（様式 16）を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(エ) 回答

平成 26 年 9 月 26 日（金）

オ 入札参加者等の構成

入札参加資格確認後は、入札参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

カ 入札参加を辞退する場合

入札参加表明以後、入札参加者が入札を辞退する場合は、様式集（様式 18）を開札までに千葉市教育委員会学校教育部保健体育課に持参し提出すること。

キ 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、参加表明書の提出日とする。

ク 入札参加資格の確認基準日以降の取扱い

(ア) 入札参加資格確認を有するとの確認を受けた入札参加者に属する構成員が、入札時までに、入札参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできない。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと千葉市が認めた場合には、入札参加者は市と協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について千葉市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

(イ) 開札日以降であっても落札者の決定日までに、構成員が、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は失格とする。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その

理由がやむを得ないと市が認めた場合には、入札参加者は、千葉市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又はし、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。

その内容を千葉市が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることがある。

ケ その他

- (ア) 入札参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (イ) 千葉市は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(3) 入札に関する事項

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）及び入札書を次により提出すること。

ア 提案資料の提出日時・場所及び方法

(ア) 提出日時

平成 26 年 10 月 17 日（金）10 時から正午まで

(イ) 提出場所

〒260-8730 千葉市中央区間屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー11 階
千葉市教育委員会 学校教育課 保健体育課

(ウ) 提出方法

提案資料は、原則として提出場所へ持参すること。ただし、郵便による提出の場合は、上記(イ)記載の提出場所宛に、日曜日、土曜日及び休日を除く提出日前日の午後 4 時 30 分までに書留郵便にて必着のこと。

イ 入札書の提出日時・場所及び方法

(ア) 提出日時

平成 26 年 10 月 17 日（金）14 時

(イ) 提出場所

〒260-8730 千葉市中央区間屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー12 階 入札室

(ウ) 提出方法

入札書は、代表企業の商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんのうえで、原則として提出場所へ持参すること。ただし、郵便による提出の場合は、上記(イ)記載の提出場所宛に、日曜日、土曜日及び休日を除く提出日前日の午後 4 時 30 分までに書留郵便にて必着のこと。

ウ 入札にあたっての留意事項

(ア) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ) 費用負担等

提案資料及び入札書（以下「入札書類」という。）の作成及び提出等入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、入札書類の提出にあたっては、入札参加資格の確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

(エ) 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

(オ) 入札の棄権

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、入札の執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 入札金額の記載等

a 予定価格

7,030,000 千円に物価変動による増減額及び消費税を加算した額

b 入札金額の記載

入札金額は、様式集（様式 24-1）の「入札金額」を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

(a) 提案書の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、平成 26 年 9 月 16 日（火）の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

なお、基準金利は東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円／円）金利スワップレートとする。

(ク) 一時支払金

千葉市は、事業者が実施する本件施設の設計・建設業務の対価の内、下式より算定される一時支払金をサービス対価 A1 として、事業者を支払う。

一時支払金は、設計、建築工事、各設備工事、調理設備等を加算した額（様式集 様式 25-7 の費目 1～9 及び 13, 14, 15 の合計額）及びこれらに賦課される消費税・地方消費税額とする。

なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、補助単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する

場合、事業者の負担とする。

(ケ) 入札時算定用年間提供給食数

年間 190 日とし、1 日あたりの食数は 7,300 食とする。

なお、本数値は入札時算定用の数値であり、年間日数、食数ともに、実際と異なり、その算定方法は事業契約書に従うものとする。

(ク) 入札執行回数

1 回とする。

(カ) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

千葉市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、入札に関する提案資料の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他千葉市が必要と認めるときには、千葉市は提案資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本事業の公表以外には使用しないものとする。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって千葉市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は、千葉市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

c 千葉市からの提示資料の取扱い

千葉市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

入札参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

e 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(シ) 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(ス) 入札保証金及び契約保証金

a 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和 40 年千葉市規則第 3 号）第 8 条に該当する場合は、免除とする。）

b 契約保証金

施設整備業務費相当額（割賦金利を除き、消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付するものとする。

ただし、契約保証金の納付は、千葉市契約規則（昭和 40 年規則第 3 号）第 28 条の 2 に規定する担保の提供をもって代えることができる。

また、契約保証金の納付は、千葉市契約規則（昭和 40 年規則第 3 号）第 29 条各

号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

(4) 開札

ア 日時

入札後、直ちに開札を行う。この際、入札金額の公表は行わない。

イ 場所

〒260-8730 千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー12階 入札室

ウ その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

エ 入札の無効

千葉市契約規則第 16 条の規定に該当する入札は無効とする。

(5) その他

ア 入札参加資格を有しない者の参加

前記 3 (2) の、ア、イ(イ)、ウ(イ)、エ(イ)及びオ(ア)に掲げる入札参加資格を有しない者が入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、千葉市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、平成 26 年 9 月 5 日 (金) まで (日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで) に前記 4 (2) の入札参加表明書等の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問い合わせください。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二係 電話 043-245-5089~5090

イ 契約締結の停止等

この契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、手続の停止等があり得る。

5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「必須項目審査」「加点項目審査」「価格審査」の 3 段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 審査委員会

審査は、審査委員会が落札者決定基準に基づき行う。

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めするため、入札参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、入札参加者に対して通知するものとする。

(3) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

千葉市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

千葉市は、審査委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

ウ 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を千葉市のホームページ等で速やかに公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

千葉市は落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結する。

落札した入札参加者の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、基本協定を締結しないことがある。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合でその理由がやむを得ないと千葉市が認めた場合には、当該入札参加者は、千葉市が別途指定する期間内に、代表企業以外の構成員を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行い、その内容を千葉市が承認した場合に限り、千葉市は基本協定を締結することがある。

なお、千葉市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を請求することがある。

(2) SPC の設立

落札した入札参加者の構成員は、本事業を実施するため、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で設立するものとする。千葉市は、落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札した入札参加者の構成員が設立したSPCと事業契約を締結する。

なお、代表企業及び構成企業の議決権は全体の50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

構成員は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は落札した入札参加者の構成員が設立するSPCと仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、落札した入札参加者の構成員が仮契約締結時までの間に指名停止等に該当する場合には仮契約を締結しないことがある。

なお、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員が仮契約締結時までの間に指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと千葉市が認めた場合には、入札参加者は、千葉市が別途指定する期間内に、代表企業以外の構成員を除外し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。その内容を千葉市が承認した場合には、仮契約を締結することがある。

SPC は、事業契約締結にあたり、契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、事業契約締結後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

(4) 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(5) 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第4 その他

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、千葉市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

ア 本事業を行うために必要な土地は行政財産となる予定であり、千葉市はこれを事業者は無償で使用させる。

イ 事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。

ウ 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

エ 千葉市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

(2) その他の支援

千葉市は、事業者による本事業の実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

3 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、本事業の事業契約に関する議案を、定例市議会に提出する予定である。

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

場 所：千葉市教育委員会 学校教育部 保健体育課

住 所：〒260-8730

千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー11 階

電 話：043-245-5945

F A X：043-245-5982

E-mail：kotehashisaiseibi@city.chiba.lg.jp

千葉市ホームページアドレス <http://www.city.chiba.jp/>